

資料-9 災害時における福祉避難所へのヘルパー等派遣に関する協定書

たつの市（以下「甲」という。）と社会福祉法人たつの市社会福祉協議会（以下「乙」という。）は、災害時における要援護者用避難所（以下「福祉避難所」という。）へのヘルパー等派遣に関し、次のとおり協定を締結する。

（目的）

第1条 この協定書は、災害（地震、風水害、大火災などの原因による被害をいう。以下同じ）が発生した場合において、甲が乙に対して福祉避難所へヘルパー等の派遣を要請することにより、災害時要援護者の生活の安定・安心を確保することを目的とする。

（協力の要請）

第2条 甲は、福祉避難所の開設に際し、ヘルパーの派遣が必要と認めたときは、福祉避難所へ人的支援要請書により乙に対して要請するものとする。ただし、急を要するときは、電話等により要請し、事後、乙へ人的支援要請書を提出するものとする。

2 乙は、甲から要請を受けたときは、乙の業務に支障のない範囲において、ヘルパー等の派遣に積極的に協力するものとする。

（経費の負担）

第3条 前条の規定により乙が派遣したヘルパー等の経費は、甲が負担するものとする。

2 前項の費用は、厚生労働大臣が定める介護報酬単価に基づき算出した額とする。

（連絡体制）

第4条 この協定の実施に当たり、甲、乙あらかじめ連絡担当者を定め、災害発生時には速やかに相互に連絡を取るものとする。

（協議）

第5条 この協定書に定めのない事項及びこの協定書の運用に関して疑義が生じたときは、甲、乙協議して定めるものとする。

（有効期間）

第6条 この協定書は、平成26年 3月14日から平成27年 3月31日までとする。ただし、この有効期間満了30日前までに、甲、乙いずれかが協定の解除又は変更の申し出をしないときは、1年間延長されたものとみなし、以後も同様とする。

上記協定を証するため、本協定書2通を作成し、甲、乙記名押印のうえ、各1通を保有する。

平成26年 3月14日

甲 たつの市龍野町富永1005番地1
たつの市
たつの市長

栗原



乙 たつの市龍野町富永410番地2
社会福祉法人 たつの市社会福祉協議会
会 長 井川

